

01 女性のための検診(完全予約制)

【問い合わせ】
健康増進課(保健センター)
☎ 0291-34-6200

■ がんの早期発見が生存率上昇につながります

今や、がんは治らない病気ではありません。早期にがんが発見できれば、90%以上の方が完治するといわれています。早期発見のキーワードは、「検診」です。大切な命を守るために、必ずがん検診を受けてください。

▼ 申し込み方法

申し込み方法	申 込 先	受付時間	受付期間
① 健診 Web 予約サービス ※事前の利用者登録が必要です。	(1) URL https://www.kenko-link.org/ (2) QRコード▶ 	24 時間	2月 8日(木) ～ 16日(金)
② 電 話	健康増進課(保健センター) 0291-34-6200	9:00 ～ 17:00	2月 13日(火) ～ 16日(金)

※混雑緩和のため、健診 Web サービスでの申し込みを先行して受け付けます。申し込み方法ごとに予約枠を設定しているため、Web 申し込みのみで定員になることは絶対にありません。

※電話受け付け初日や、受け付け開始時間直後は電話が大変混雑します。つながりにくい場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

※各日程とも定員になり次第締め切ります。

※健診 Web 予約サービスでは、受診項目ごとに予約日時を選択する必要があります。必ず同一日時を選択してお申し込みください。

※受診日の約 2 週間前に、検診日時を記載した受診票を郵送します。受診票が届かない場合は、事前に健康増進課までご連絡ください。

▼ 受診項目

項目		対象年齢 ※令和 7 年 3 月 31 日時点の年齢	個人負担金	備考
乳がん	超音波検査	30 歳～ 59 歳	1,000 円	
	乳房 X 線検査 (マンモグラフィ)	40 歳以上	1,000 円 (41 歳は無料)	2 年に 1 回 40 歳代は 2 方向の撮影
子宮(頸部)がん		20 歳以上	1,000 円 (21 歳は無料)	子宮頸部の細胞診 午後のみ実施
骨粗しょう症		20・25・30・35・40・45・ 50・55・60・65・70 歳	1,000 円	4 月 14 日(日)・19 日(金)・ 20 日(土)・23 日(火)のみ実施

▼ 日程・会場

日程	検診当日の 受付時間	受診項目			会場	
		乳がん	子宮がん	骨粗しょう症		
4月	10日(水)	10:00～10:30	○		行方市保健センター (山田 3282-10)	
		12:30～13:10	○	○		
	11日(木)	10:00～10:30	○			
		12:30～13:10	○	○		
	12日(金)	10:00～10:30	○			
		12:30～13:10	○	○		
	14日(日)★	10:00～10:30	○			○
		12:30～13:10	○	○		○
	17日(水)	10:00～10:30	○			地域包括支援センター (玉造甲 478-1)
		12:30～13:10	○	○		
	18日(木)	10:00～10:30	○			
		12:30～13:10	○	○		
19日(金)★	10:00～10:30	○		○		
	12:30～13:10	○	○	○		
20日(土)	10:00～10:30	○		○		
	12:30～13:10	○	○	○		
23日(火)	10:00～10:30	○		○		
	12:30～13:10	○	○	○		
24日(水)	10:00～10:30	○		麻生公民館 (麻生 1221)		
	12:30～13:10	○	○			
25日(木)	10:00～10:30	○				
	12:30～13:10	○	○			
26日(金)	10:00～10:30	○				
	12:30～13:10	○	○			

※子宮がん検診を受診されない方は、午前中の受け付けになります。

★：託児サービス実施日

▼ 託児サービス ※完全予約制です。検診申込時にお申し出ください。

【日時】 4月14日(日)、19日(金) 午後のみ

【定員】 各日5人 ※定員になり次第締め切り

【対象】 0～6歳の未就学児



医療機関検診のご案内

※集団検診でご都合の悪い方は、医療機関検診でも受診することができます。詳しくは、健康増進課までお問い合わせください。

※子宮(頸部)がん検診を初めて受ける方、乳房の豊胸手術をされた方、ペースメーカーを留置している方は、医療機関での検診をおすすめします。

※乳房にしこりなど自覚症状のある方は、集団検診ではなく早めに医療機関を受診してください。

※不審な電話にご注意ください

保健センター職員を名乗り、個人情報聞き出そうとする電話が相次いでいます。十分にご注意ください。

02 県民交通災害共済

【問い合わせ】
総務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

令和6年度の加入申し込みを受け付けています

県民交通災害共済は、年一定額の会費を支払うと、加入者が交通事故でけがや死亡した場合、その度合いに応じて見舞金が給付される制度です。いざというときのために、ぜひ家族そろってご加入ください。

▼ 会費（1年間）

900円/人

※中学生以下（2月1日現在）は500円/人

※9月30日以降に申し込んだ方は450円/人

▼ 万一のときの見舞金

死亡…100万円

最低治療実日数3日以上 of 傷害…2万円

▼ 対象となる交通事故

日本国内の道路上等を運行中の自動車、バイク、自転車等の接触・衝突・転落・転覆事故等による人の死傷

▼ 共済期間

1年間（4月1日～令和7年3月31日）

※途中加入の場合は、申し込みの翌日から令和7年3月31日まで

▼ 見舞金の請求手続き

総務課防災交通グループに以下の必要書類を持参し、請求してください。

- ・会員証
- ・運転免許証（免許の必要な車両を運転中に事故を起こしたとき）
- ・交通事故証明書（自動車安全運転センター所長発行のもの）
※交通事故証明書のない事故に基づく請求は、指定の「事故申立書」を使用し、最高9等級（3万円）まで（「災害区分別見舞金額一覧」参照）の給付となります。
- ・診断書（医師の診断書や柔道整復師・はり師・きゅう師等の施術証明書）
※カイロプラクティックなどは診断行為から除外されます。

▼ 災害区分別見舞金額一覧

等級	災害区分	見舞金額
1	死亡	100万
2	治療実日数181日以上の傷害	30万
3	治療実日数151日以上の傷害	25万
4	治療実日数121日以上の傷害	20万
5	治療実日数91日以上の傷害	15万
6	治療実日数61日以上の傷害	10万
7	治療実日数41日以上の傷害	8万
8	治療実日数21日以上の傷害	6万
9	治療実日数8日以上の傷害	3万
10	治療実日数3日以上の傷害	2万
障害	身体障害者1級・2級該当	50万

※次のような事故の場合、見舞金の全部または一部が給付されませんので、ご注意ください。

- ①会員または見舞金受取人の故意による事故
- ②会員が無免許・酒気帯び運転中に生じた事故またはその事実を承知で同乗していた事故
- ③地震・洪水・暴風・その他の天災によって生じた事故
- ④正当な理由なく医師の指示に従わなかったとき
- ⑤会員または見舞金受取人の重大な過失による事故
- ⑥法令に違反し、茨城県市町村総合事務組合長が不適切と認める事故

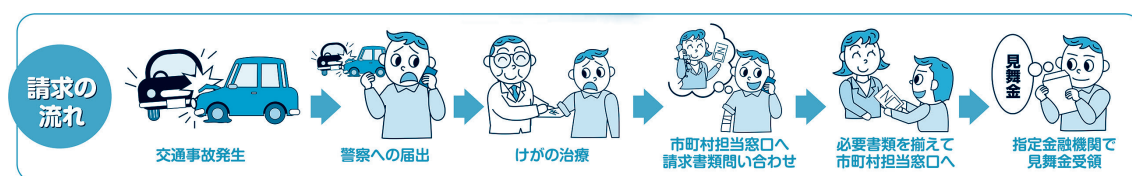
▼ 加入申し込み場所

麻生総合窓口室（麻生庁舎）

北浦総合窓口室（北浦庁舎）

総合窓口課（玉造庁舎）

※令和5年度の会員証がある方はお持ちください。なお、申し込みは年間を通して随時受け付けています。



03 出産被保険者の国民健康保険税

【問い合わせ】
税務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 出産被保険者の産前産後期間の国民健康保険税を減額します

1月から、出産する（出産した）被保険者分の国民健康保険税（所得割額および均等割額）については、減額となります。届け出が必要となりますので、下記の内容をご確認いただき、該当する場合は届け出をしてください。

▼ 対象者

出産する（出産した）被保険者分のみ

▼ 減額の範囲

【単胎出産】（1人の赤ちゃんを出産）

出産予定月または出産月（出産した後に届け出の場合）の産前1カ月、出産月以降3カ月分

【多胎出産】（2人以上の赤ちゃんを同時に出産）

出産予定月または出産月（出産した後に届け出の場合）の産前3カ月、出産月以降3カ月分

（例1）令和6年1月に単胎出産する（した）場合

R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4
対象外の期間	対象の期間			

※令和6年1月から制度開始のため、令和5年12月分は対象外

（例2）令和6年2月に単胎出産する（した）場合

R5.12	R6.1	R6.2	R6.3	R6.4
	対象の期間			

▼ 届け出の時期

出産予定日の6カ月前～出産後

※行方市に令和6年1月以降に転入された方で、転入前に出産し、減額対象の月数が経過していない場合は、行方市でも減額の対象となる可能性がありますので、お問い合わせください。

▼ 必要なもの

- ・マイナンバーカード等（世帯主または出産する被保険者の個人番号の分かるもの）
- ・母子手帳等（出産予定日または出産日と単胎または多胎の別が分かるもの）

▼ 届け出場所

- 麻生総合窓口室（麻生庁舎）
- 北浦総合窓口室（北浦庁舎）
- 国保年金課（玉造庁舎）



2月の市税と保険料は・・・

国民健康保険税 第8期 介護保険料 第6期 後期高齢者医療保険料 第8期

納期限（振替日）は2月29日です。

04 令和6年度（令和5年分） 確定申告・住民税申告相談

【問い合わせ】
税務課（麻生庁舎）
☎ 0299-72-0811

■ 令和6年度（令和5年分）申告相談は事前予約制で実施します

令和6年度（令和5年分）申告相談は、待ち時間を短縮するため、来場日時を事前に予約していただきます。昨年までの地区割はありませんので、ご希望の会場・日時を予約してからお越しください。予約は先着順とし、定員に達し次第、締め切ります。当日券の配布は行いません。事前予約をせずに来場された場合、申告をお受けすることができませんので、必ずご予約の上、来場ください。詳細は、市報行方1月号に同封した「令和6年度（令和5年分）確定・住民税申告相談のお知らせ」でもご案内しています。

【申告期間】 2月16日（金）～3月15日（金） ※土日祝日を除く

【相談時間】（午前の部）8:30～11:00（午後の部）13:00～16:00

【申告会場】 麻生公民館 2階 研修室
北浦庁舎 2階 第1会議室
玉造庁舎 2階 第1会議室




▼ 予約受付期間

2月2日（金）9:00～3月14日（木）17:00

予約受付開始日	申告相談期間
2月2日（金）9:00～	2月16日（金）～2月29日（木）
2月13日（火）9:00～	3月1日（金）～3月15日（金）

▼ 事前予約方法

以下のいずれかの方法でお申し込みください。

予約方法	受付時間	必要書類
①インターネット予約 (1) 市公式ホームページ トップページから「確定申告・ 住民税申告 関連情報」バ ナーをクリック (2) QRコード▶ 	24時間	市からの「市民税県民 税申告のご案内」（は がき）に記載された予 約番号・パスワード ※お持ちでない方も申 告予約は可能です。
②電話予約 予約専用ダイヤル 0299-77-7272	9:00～17:00 ※土日祝日を 除く	

※税務課の窓口へ来庁したり、税務課へ直接お電話いただいたりしても、予約を取ることはできません。

※予約受け付け開始日付近は電話が大変混雑します。つながりにくい場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

▼ 予約時間枠（1枠30分程度を予定しています。）

午前の部	8:30～9:00	9:00～9:30	9:30～10:00	10:00～10:30	10:30～11:00	
午後の部	13:00～13:30	13:30～14:00	14:00～14:30	14:30～15:00	15:00～15:30	15:30～16:00

▼ 予約取消・再予約

予約された日のご都合が悪くなった場合は、事前予約方法から予約取消・再予約の手続きをしてください。

※予約した際の予約番号・パスワードが必要です。

▼ 注意事項

- ・1枠の予約で申告相談ができるのは1人分のみです。同一世帯の2人以上の申告を行う場合は、連続する時間帯を、人数分予約してください。
 (例) 夫婦それぞれが申告をする場合
 × 9:00～の枠を夫分・妻分で予約
 ○ 9:00～の枠を夫分で予約、9:30～の枠を妻分で予約
- ・予約した時間帯の10分前までに会場にお越しください。予約した時間に来場されない場合は、予約をキャンセルしたとみなします。
- ・他の申告者の進行状況により、予約した時間よりお待ちいただく場合があります。事業所得がある方・医療費控除を受ける方は、事前に収支内訳書や医療費控除の明細書等を作成の上、会場にお越しください。

▼ 市役所ではお受けできない申告

以下の申告がある方は、税務署で申告してください。必要書類等も税務署へご確認をお願いします。

- ・青色申告 ・暗号資産取引 ・個人間の土地、建物の譲渡申告 ・雑損控除
- ・初年度の住宅借入金特別控除 ・過年度の確定申告
- ・株式等の譲渡、上場株式等の配当所得（今年度から） ・消費税 ・先物取引 ・贈与税

確定申告などに関する問い合わせ

国税相談専用ダイヤル ☎ 0570-00-5901（自動音声がかかります）
 潮来税務署 ☎ 0299-66-6931（自動音声がかかります）



▲タックスアンサーはこちら

行方の魅力発信広報番組
「なめトーク」



Lucky FM 茨城放送（水戸局 94.6MHz、守谷・日立局 88.1MHz、水戸局 1197kHz、土浦・県西中継局 1458kHz）で、毎月第2・第4金曜日の午前10時35分から5分間放送しています（「HAPPYパンチ」の番組内）。

行方市民向けの募集・お知らせ情報や、行方市の観光・イベント情報など旬の情報をお知らせします！

エフエムかしまの放送エリアは
鹿行地域でお聴きいただけます



ひろどきナルナの番組内「鹿行ナビ」、毎月第2火曜日の午前11時40分から10分間、行方市の魅力を生中継でお届けします。ぜひ聴いてください。

■放送エリア

鹿行地域（鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、銚田市）

■周波数 76.7MHz

※本市は、茨城放送およびエフエムかしまと、それぞれ「災害協定」を締結しています。地震や風水害などの大規模災害が発生した際には、放送エリア内において本市の情報をお知らせします。

05

電力・ガス・食料品等価格高騰
重点支援給付金（追加給付）

【問い合わせ】

社会福祉課（玉造庁舎）

☎ 0299-55-0111

給付金臨時電話（直通）

☎ 0299-56-6100

■ 住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です

▼ 支給対象世帯

令和5年12月1日時点で行方市に住民登録されている世帯で、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯

▼ 支給手続き等

(1) 住民税非課税世帯（確認書送付世帯）

1月末から順次「確認書」を送付しています。

内容を確認し、同封の返信用封筒で返送してください。

(2) 住民税非課税世帯（確認書送付世帯を除く）

令和5年1月2日以降に他市区町村から転入した方がいる世帯や、住民税未申告者を含む世帯は、申請書と必要書類を併せて提出してください。（必要書類は申請書に記載されています）

※申請書は市公式ホームページからダウンロードできます。郵送をご希望の方は、お問い合わせください。

▼ 申請（返送）期限

3月29日（金）消印有効

※期限までに申請がない場合、本給付金の支給を辞退したものとみなします。

▼ 支給額

1世帯あたり7万円

※確認書・申請書受理日から1カ月程度を目安に、指定の口座に振り込みます。

▼ 注意事項

以下に該当する世帯は、支給対象外です。

- ・住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯
- ・令和5年1月2日以降に入国または出生したことにより新設された世帯
- ・住民税均等割が課されないことについて、租税条約の適用を届け出ている世帯員がいる世帯

広告

**神栖・鹿島セントラル
法律事務所**

お気軽にご相談ください

☎0299-91-1171

弁護士 瀧 智英
弁護士 谷本 雅晃
(茨城県弁護士会所属)

鹿島セントラルビル新館5階

〒314-0144 茨城県神栖市大野原4丁目7番11号

うちの子「結婚」しないのかしら？

独身のお子様の結婚相談承ります

お子様の結婚に関するお悩み、
プロの仲人がお答えします。

まずはお気軽に仲人にご相談ください

☎029-835-3751

結婚相談所ムスベル

06 ヘルプマーク・ヘルプカード

【問い合わせ】
社会福祉課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 援助や配慮が必要な方のためのマークです

ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。ストラップとして、衣服やバッグに身に着けることができ、一見して配慮が必要なことを伝えられるので、公共交通機関等における優先席の確保等、日常生活で幅広く役立つことが期待できます。ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席を譲る、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。

必要とされている方には、対象者本人からの申し出により、1人につきヘルプマーク1個、ヘルプカード1枚を無料で配布しています。本人が窓口で受け取ることが困難な場合は、ご家族や支援者等による受け取りも可能です（郵送による配布は不可）ので、以下のとおり申請してください。

▼ 対象者

行方市に住民登録があり、障害者手帳等を所持している方、難病の方、妊娠初期の方など援助や配慮を必要としている方

▼ 申請方法

援助が必要になることが分かる書類（障害者手帳、指定難病特定医療費受給者証、母子手帳、その他傷病等が確認できる書類等）を持参し、社会福祉課へ申請



◀ ヘルプマーク

・ストラップを利用してかばん等に着けて使用します。

▼ ヘルプカード

・緊急連絡先や必要な支援内容等を記載することができます。



※個人情報に記載されていますので、取り扱いには注意してください。

07 医療費のお知らせ(医療費通知)

【問い合わせ】
国保年金課（玉造庁舎）
☎ 0299-55-0111

■ 内容をよく確認しましょう

「医療費のお知らせ」（医療費通知）は、健康保険加入者の皆さんにご自分が受けた医療費がいくらになるのかを知っていただき、医療費についての関心と健康管理に対する理解を深めていただくために実施しているものです。

本市では、2月上旬に令和5年1～10月診療分を送付しています。手元に届いたら、病院等で受け取った領収書と照らし合わせ、内容をよく確認してください。相違または不明な点があれば、国保年金課までお問い合わせください。

また、確定申告（医療費控除）を行う場合、「医療費のお知らせ」が「医療費控除の明細書」として使用できますので、紛失しないようご注意ください。



08 第16回水郷美術展覧会

【問い合わせ】
生涯学習課（北浦庁舎）
☎ 0291-35-2111

■ 水郷地域の美術振興の向上を目的として開催します

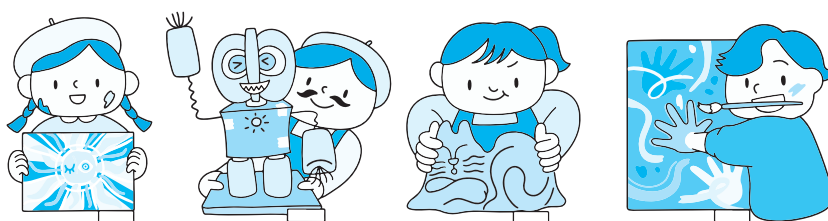
水郷美術展覧会は、水郷美術家協会を中心に、行方市・潮来市の美術振興の向上を目的として、絵画・書道・写真・陶芸の4部門の作品を展示しています。皆様のご来場をお待ちしています。

▼ 会期

2月7日（水）～2月11日（日）

▼ 会場

潮来市中央公民館 大ホール（潮来市日の出 3-11）



過去の放送番組の一部を
「なめテレ オンデマンド」で視聴できます！



なめがたエリアテレビが放送した番組の一部を、パソコンや、スマートフォン、タブレット、高機能TV等に無料で配信する動画配信サービス「なめテレオンデマンド」で視聴することができます。

なめテレオンデマンドは、見逃してしまった番組や、もう一度見たい過去に放送した番組を、いつでも好きな時間に視聴することができます。

※ QRコードもしくはURL (<http://namegata.tv/>) からアクセスしていただくか、「なめテレ オンデマンド」で検索してください。

※ただし、インターネットへの回線接続費および通信料は各自負担となります。

広告募集

「市報行方」へ広告を掲載しませんか

市では「市報行方」に有料広告を掲載される方を募集しています。

掲載までの流れは右記の通りです。

詳しくは、政策秘書課までお問い合わせください。

☎ 0299-72-0811
FAX0299-72-2174

